

令和3年度第7回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月5日(火) 16時00分～16時30分
2. 開催場所 市役所5階 会議室
3. 議案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 3件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 1件
議案第4号 農用地利用集積計画について
4. 報告 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件
報告第2号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 4件
5. 出席委員 10名
会長：12番池田繁雄、3番岩柳美智夫、6番川野英一、7番農宮弘子、
8番板倉善紀、10番戸田敏一、11番吉井亨、13番市原勉、
14番平山光子、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 5名
1番大木宏之、2番秋山美徳、4番細谷修、5番齊藤ひろ子、
9番篠崎輝武、
7. 事務局 羽生田事務局長、内山主査
8. 議事録

議長 皆様ご承知のとおり、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大に配慮し、出席委員を減らして会議を開催することといたしました。1班の委員さんには出席を控えていただきましたので、ご了解願います。

委員15名中、10名出席しておりますので、総会は成立しております。

定足数に達しておりますので、これより令和3年度第7回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 それでは議事に入ります。初めに、議事録署名人の指名ではありますが、6番川野委員と7番農宮委員を指名します。両委員、宜しく願います。

また、本日の会議書記には事務局の内山主査を指名します。なお、発言は、議長の指名後をお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければな

りませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

なお、本日の議案につきましては、既に配付のとおりであります。本日出席を控えて頂きました1班の委員さんからは、議案に対する意見、質問等は無かったと事務局より報告を受けておりますのでご承知願います。

それでは、これより、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、私より意見発表をいたします。

- 12番 申請番号1についてご説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は大沼田字川間の畑、1筆で、363㎡の農地です。申請理由は、譲渡人が他の市に移転したので耕作ができなくなりましたので、譲受人にお願いしたものであります。営農計画においては、果樹の作付けを予定しています。現地等を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。また、申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号2につきまして、市原委員より意見発表をお願いいたします。

- 13番 申請番号2について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は菱沼字下野の田、4筆、2,458㎡、殿廻字城府の田、3筆、1,408㎡、合計3,866㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は、居住地が県外であり耕作できないため、譲受人は、農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻の作付けを予定しています。9月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は、見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号3につきまして、板倉委員より意見発表をお願いいたします。

- 8番 申請番号3について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は宿字申新田の畑、1筆、892㎡の農地です。申請理由は、譲受人は経営上、農業法人で営農した方が効率的であるため、譲渡人は、当該法人の役員であり、法人による営農を図りたいためです。営農計画において

は、榊、落花生を予定しています。現地を確認したところ、休耕ではありますが、農地として利用可能で問題ないと見られます。申請書類を確認したところ、譲受人は、経営面積、従事日数、機械の保有状況等、3条許可基準には問題はないと思われます。また、営農計画書、農業経営実施計画書、農地利用確約書等、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。担当委員の意見発表が終わりました。
事務局からの補足説明については、既に配付のとおりですが、ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認についてですが、本日の審査案件は1件であります。また、次の議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認についても審査案件は1件であります。
この2つの案件につきましては、同一事業でありますので、議案第2号と議案第3号を一括審議としたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 それでは、戸田委員より意見発表をお願いいたします。

10番 同一案件ですので、一括で説明させていただきます。本件は農地法第4条の規定による転用の申請、及び農地法第5条の規定によります使用貸借権の設定です。申請地は南上宿字四丁目、262㎡の畑です。転用の目的は専用住宅1棟です。土地区画整理地内ですので特に問題は無いと思います。以上です。

議 長 はい。ありがとうございます。

担当委員の意見発表が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について、及び議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画について審議に入ります。議案の内容につきましても、既に資料を配付しておりますが、一部訂正がございますので、農政課より説明願います。

農政課 1ページに載っております案件についてですが、申請者から取下げの連絡がございましたので、お渡ししてある農地利利用集積計画案には載ってはいませんが、削除をお願いいたします。以上です。

議 長 はい。ありがとうございます。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 はい。ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第4号、農用地利用集積計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、報告第1号及び第2号については、既に配付のとおりであります。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦勞様でした。

令和3年10月5日